

こうべ「住む×働く」若者応援補助金 住宅手当額の最大2/3を上乗せ支援します

神戸市では、市内中小・中堅企業の採用活動を支援するため、企業が従業員に支給する住宅手当や宿舍の企業負担に対して最大で2/3を上乗せ支援します。

自社での補助金の活用を検討いただくとともに、宿舍借り上げを実施しているお取引企業様があれば、ぜひ補助制度をご案内ください。

補助対象

以下の全てを満たす事業者

- ①【法人】神戸市内に本店を置くこと
【個人】神戸市内に主たる事業所を有すること
- ②中小または中堅企業者であること
- ③従業員に住宅手当を支給又は民間賃貸住宅を宿舍として提供していること

補助額

- 企業が対象従業員に支給する住宅手当の2分の1（月額上限1万円）
- 企業が対象従業員のために宿舍として借り上げた住宅の借り上げ費用から従業員負担分を除いた経費の2分の1（月額上限1万円）
- 高齢化傾向の強い地域（加算エリア）については、住宅手当等の3分の2（月額上限1.4万円）

対象となる従業員

- 神戸市内在住
- 就職後3年以内
- 30歳未満の正社員

加算エリア

北区・長田区・須磨区・垂水区・西区及びその他の区の一部の小中学校区

申請方法（オンライン）

神戸市スマート申請システム（e-KOBE）から申請してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

受付期間

受付中～令和6年12月20日(金)まで

※申請期限にご留意ください。予算に達し次第終了。

募集要領等

募集要領・Q&A・オンライン申請マニュアル等は市ホームページからご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/jutakuteate.html>

問い合わせ | 神戸市内企業住宅手当等支援補助金運営事務局

（受託事業者：パーソルテンプスタッフ（株））

T E L | 050-5527-8658(8:45～12:00、13:00～17:30※土日祝を除く)

MAIL | kobe_keizaikankou_hojyokin@os.tempstaff.jp